



「江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例」の中心

その6

「第4章 協働によるまちづくりの推進」のうち、今回は協働によるまちづくりの推進のための、まちづくり組織やその活動に対する執行機関等の支援の必要性についてです。

第14条 まちづくり組織への執行機関等の支援

- 「執行機関等は、市民等がまちづくり組織の活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行うものとし、
- 2 執行機関等は、まちづくり組織の設立及び活動を支援するよう努めます。
 - 3 執行機関等は、まちづくりを推進する人材の育成を図ること、まちづくり組織間の交流の機会を設けること等に

より、まちづくりの活発化を推進するよう努めます。」

執行機関等に対し、情報の収集や提供などによる、市民がまちづくりの担い手として参加しやすい環境づくり、NPPOなどの設立およびその活動の両方の支援、また活動参加者がまちづくり組織の貴重な人材として育成されるよう、まちづくり組織の充実につながる施策を行うよう求められています。

※執行機関等…市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および消防長をいいます（市議会は含みません）。

※まちづくり組織…「まちづくり」のために構成された組織で、主には区・町内会や、まちづくりを主な目的として公益活動を行うNPOなどの組織をいいます。法人格の有無は問いません。

問合せ 地域協働課（内線3233）